

雇用給付金を取り扱うことができる職業紹介事業者等の基準及び同意条件

1 雇用給付金を取り扱うことができる職業紹介事業者等の基準

雇用給付金を取り扱うことができる職業紹介事業者等（「同意職業紹介事業事業者等」という。）は、次の(1)～(3)の基準を満たす者であること。

(1) 次の①又は②のいずれかに該当する者であること。

① 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）、第 32 条の 3 第 1 項の有料職業紹介事業者及び法第 33 条第 1 項の厚生労働大臣の許可を受け又は法第 33 条の 2、第 33 条の 3 その他法令の規定により厚生労働大臣に届出を行い無料の職業紹介事業を行う者

② 船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 34 条第 1 項の国土交通大臣の許可を受け又は同法第 40 条第 1 項の規定により国土交通大臣に届出を行い無料の船員職業紹介事業を行う者

(2) 職業紹介事業における業務の範囲に制限があり、取扱いを希望する雇用給付金の対象となり得る求職者を取り扱うことができない職業紹介事業者でないこと

(3) 4 に定める同意条件に同意している者

2 同意条件

雇用給付金を取り扱うための同意条件は、次の(1)及び(2)とする。

(1) 雇用給付金又は再就職給付金を取り扱う場合に共通する条件

① 雇用関係助成金制度の適正な運用

ア 雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。

イ 事業主による雇用関係助成金の不正受給の幫助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないこと。

ウ 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を

受けること。

エ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。

② 同意制度の適切な手続

ア 当該職業紹介事業者等の利用者（今後利用する予定の者を含む。以下「利用者等」という。）から求めがあった場合に、その求めに応じ、雇用給付金取扱事業者証又はその写しを提示すること。

イ 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。

ウ 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。

エ 同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合若しくは事業を廃止した場合、又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなった場合は、雇用関係助成金の取扱いが無効となること。

また、無効となった場合又は5(6)に該当する場合は、速やかに雇用給付金取扱事業者証を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取扱いができなくなった旨を周知してトラブルが発生しないようにすること。

(2) 雇用給付金を取り扱う場合の条件

① 事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。

② 雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手続に従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。